

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

令和元年10月30日

水曜日

号外

## 目次

### 規則

○富山県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則 1

## 規則

富山県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年10月30日

富山県知事 石井 隆一

### 富山県規則第48号

富山県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

富山県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則（昭和39年富山県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項の表以外の部分中「次項」を「以下第19条まで」に改める。

第18条中「及び特例児童扶養資金」を「、特例児童扶養資金、母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金」に改め、同条を第20条とする。

第17条の次に次の2条を加える。

（母子臨時児童扶養等資金の貸付け）

**第18条** 第2条第1項及び第2項、第3条、第4条第1項、第6条第1項及び第4項、第8条、第9条、第11条第1項、第12条並びに第13条の規定は、令附則第7条に規定する母子臨時児童扶養等資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条第 1 項	法第 13 条第 1 項及び法附則第 3 条第 1 項	令附則第 7 条
第 3 条	前条第 1 項又は第 3 項	第 18 条第 1 項において読み替えて準用する第 2 条第 1 項
第 4 条第 1 項	第 2 条第 1 項	第 18 条第 1 項において読み替えて準用する第 2 条第 1 項
第 6 条第 1 項	当該借受人（母子福祉資金貸付金が配偶者のない女子が扶養している者の就学支度資金、就職支度資金、修学資金又は修業資金である場合においては、当該配偶者のない女子とし、その者が死亡した後においては、その就職し、就学し、若しくは実施修練を受け、又は知識、技能を習得した者とする。）は、速やかに、その居住地に係る特例条例に基づく市又は厚生センターを經由して、住所、氏名変更届（様式第 10 号）を知事に提出するものとする。ただし、借受人の住所変	当該借受人は、速やかに住所、氏名変更届（様式第 10 号）を知事に提出

	更に係る届出にあつては、旧居住地に係る特例条例に基づく市又は厚生センターを經由	
第8条第1項	借受人のうち修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、その母子福祉貸付金の額が令第7条第3号から第5号まで又は第8号	借受人は、その母子臨時児童扶養等資金貸付金の額が令附則第7条第2項
第8条第2項	前項	第18条第1項において読み替えて準用する第8条第1項
	その居住地（その資金が配偶者のない女子が扶養している者の修学資金又は修業資金である場合においては、当該配偶者のない女子の居住地とする。次条において同じ。）に係る特例条例に基づく市又は厚生センターを經由して知事に	知事に
第9条第1項	借受人のうち技能習得資金、生活資金、修業資金又は修学資金の貸	借受人は、いつでも

	付けを受けている者は、 いつでもその居住地に 係る特例条例に基づく 市又は厚生センターを 経由して	
第9条第2項	前項	第18条第1項において読み替えて準用する 第9条第1項
第9条第3項	前項	第18条第1項において読み替えて準用する 第9条第2項
第11条第1項	法第15条第1項の規定 による母子福祉資金貸 付金の償還の免除、令 第19条第1項	令附則第7条第6項の規定による母子臨時 児童扶養等資金の据置期間の延長、令附則 第7条第7項
	償還免除申請書（様式 第14号）	母子臨時児童扶養等資金据置期間延長申請 書（様式第14号の2）
第12条	令第17条ただし書	令附則第7条第9項において準用する令第 17条ただし書
	その者の居住地に係る 特例条例に基づく市又 は厚生センターを経由 して知事に	知事に

2 貸付申請書には、前項において準用する第2条第2項の規定によるもののほか、児童扶養手当証書の写しを添付するものとする。

（父子臨時児童扶養資金の貸付け）

**第19条** 第2条第1項及び第2項、第3条、第4条第1項、第6条第1項及び第4項、第8条、第9条、第11条第1項、第12条並びに第13条の規定は、令附則第8条に規定する父子臨時児童扶養資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右

欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項	法第13条第1項及び法附則第3条第1項	令附則第8条
第3条	前条第1項又は第3項	第19条第1項において読み替えて準用する第2条第1項
第4条第1項	第2条第1項	第19条第1項において読み替えて準用する第2条第1項
第6条第1項	当該借受人（母子福祉資金貸付金が配偶者のない女子が扶養している者の就学支度資金、就職支度資金、修学資金又は修業資金である場合においては、当該配偶者のない女子とし、その者が死亡した後においては、その就職し、就学し、若しくは実施修練を受け、又は知識、技能を習得した者とする。）は、速やかに、その居住地に係る特例条例に基づく市又は厚生センターを経由して、住所、氏名変更届（様式第10号）を知事に提出するものとする。た	当該借受人は、速やかに住所、氏名変更届（様式第10号）を知事に提出

	だし、借受人の住所変更に係る届出にあつては、旧居住地に係る特例条例に基づく市又は厚生センターを經由	
第 8 条第 1 項	借受人のうち修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、その母子福祉貸付金の額が令第 7 条第 3 号から第 5 号まで又は第 8 号	借受人は、その父子臨時児童扶養資金貸付金の額が令附則第 8 条第 2 項において準用する令附則第 7 条第 2 項
第 8 条第 2 項	前項 その居住地（その資金が配偶者のない女子が扶養している者の修学資金又は修業資金である場合においては、当該配偶者のない女子の居住地とする。次条において同じ。）に係る特例条例に基づく市又は厚生センターを經由して知事に	第 19 条第 1 項において読み替えて準用する第 8 条第 1 項 知事に
第 9 条第 1 項	借受人のうち技能習得資金、生活資金、修業	借受人は、いつでも

	資金又は修学資金の貸付けを受けている者は、いつでもその居住地に係る特例条例に基づく市又は厚生センターを経由して	
第9条第2項	前項	第19条第1項において読み替えて準用する第9条第1項
第9条第3項	前項	第19条第1項において読み替えて準用する第9条第2項
第11条第1項	法第15条第1項の規定による母子福祉資金貸付金の償還の免除、令第19条第1項	令附則第8条第2項において準用する令附則第7条第6項の規定による父子臨時児童扶養資金の据置期間の延長、令附則第8条第2項において準用する令附則第7条第7項
	償還免除申請書（様式第14号）	父子臨時児童扶養資金据置期間延長申請書（様式第14号の2）
第12条	令第17条ただし書	令附則第8条第3項において準用する令第17条ただし書
	その者の居住地に係る特例条例に基づく市又は厚生センターを経由して知事に	知事に

2 貸付申請書には、前項において準用する第2条第2項の規定によるもののほか、児童扶養手当証書の写しを添付するものとする。

「 富山県 母子福祉資金を  
 父 子 福 祉  
 寡 婦 福 祉  
 特例児童扶養 ）」

「  
 母 子 福 祉  
 父 子 福 祉  
 富山県 寡 婦 福 祉 資金 に改める。  
 特 例 児 童 扶 養  
 母 子 臨 時 児 童 扶 養 等  
 父 子 臨 時 児 童 扶 養  
 」

「  
 母 子 福 祉  
 富山県 寡 婦 福 祉 資金 を 富山県 寡 婦 福 祉 資金  
 特 例 児 童 扶 養 等  
 母 子 臨 時 児 童 扶 養  
 父 子 臨 時 児 童 扶 養  
 」

に、 すえ置期間 を 据置期間 に改める。

様式第 8 号、様式第 9 号及び様式第 12 号の 2 中 「  
 母 子 福 祉  
 富山県 寡 婦 福 祉 資金 を  
 特 例 児 童 扶 養  
 」

「  
 母 子 福 祉  
 富山県 寡 婦 福 祉 資金 に改める。  
 特 例 児 童 扶 養  
 母 子 臨 時 児 童 扶 養 等  
 父 子 臨 時 児 童 扶 養  
 」

「  
 母 子 福 祉  
 富山県 寡 婦 福 祉 資金 を 富山県 寡 婦 福 祉 資金  
 特 例 児 童 扶 養 等  
 母 子 臨 時 児 童 扶 養  
 父 子 臨 時 児 童 扶 養  
 」

に、「父母のない児童の場合後見人  
 又は親権を行なう者」を「父母のない児童の場合後見人  
 又は親権を行う者」に改める。

様式第 13 号の 3 中 「  
 母 子 福 祉  
 富山県 寡 婦 福 祉 資金 を  
 特 例 児 童 扶 養  
 」

「  
 母 子 福 祉  
 富山県 寡 婦 福 祉 資金 に、 すえ置期間 を 据置期間  
 特 例 児 童 扶 養 等  
 母 子 臨 時 児 童 扶 養  
 父 子 臨 時 児 童 扶 養  
 」

に改める。

様式第14号の2中「特例児童扶養資金」を  
 「特例児童扶養  
 母子臨時児童扶養等資金  
 父子臨時児童扶養」に改める。

様式第15号から様式第16号までの規定中  
 「富山県  
 母子福祉  
 父子福祉  
 寡婦福祉  
 特例児童扶養」資金を

「富山県  
 母子福祉  
 父子福祉  
 寡婦福祉  
 特例児童扶養」資金に改める。  
 母子臨時児童扶養等  
 父子臨時児童扶養」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(子ども支援課)

